

入院時食事療養に関する お知らせ

- 当院では、入院時食事療養（Ⅰ）
の届出を行っております
- 管理栄養士又は栄養士によって
管理された食事を適時（夕食に
ついては午後6時以降）、適温で
提供しています。

病院長

入院時の食事負担額(1食につき)

2025年4月1日～

区分	標準負担額 (1食につき)
① 一般の方	510円
② 市町村民税非課税の世帯に 属する方	240円
(過去1年間の入院期間が90日超)	190円
③ ②のうち、所得が一定の基準に 満たない70歳以上の方	110円

※ 指定難病患者又は小児慢性特定疾患患者であって、区分①に該当する方は1食につき300円

注： 上記の②及び③に該当する方は、加入している医療保険の保険者(後期高齢者医療は居住地の市町村)が発行する「標準負担額減額認定証」を、マイナ保険証も添えて、窓口に提示してください。

詳しくは、加入している医療保険の保険者(後期高齢者は居住地の市町村)にお問い合わせください。

病院長